

公的統計に係る課題と取組状況等（素案）

本資料は、基本計画部会等での審議の参考とするため、統計委員会担当室の責任において、これまで各委員から指摘された課題を分類・整理した上で、それぞれの課題別に、これまでの取組等の事実関係について、簡潔に整理したもの。今後、審議状況を踏まえ、適宜、追加・修正等を行う予定。

課 題	これまでの取組	直面している障害	議論の方向性
1 統計の体系的整備関係			
(1) 体系的整備の考え方 <ul style="list-style-type: none"> 基幹統計の指定基準の検討 人口社会統計の体系化 既存統計の評価 			
(2) 統計利用者の声や政策決定上のニーズの把握	調査規則等の制定や改正の際に、行政手続法に基づき、調査の実施府省において、パブリックコメントを実施するなど、利用者等の声を把握。		
(3) 統計相互間の連携確保 特に、加工統計（SNA等）と一次統計の双方向的連携	「SNA関連統計体系の整備に関する専門会議」において、各府省間の意思疎通を図りつつ、SNA推計のために十分な情報が得られていない統計調査及び公表の早期化が求められている統計調査を中心に検討。 新たな統計調査の作成、既存統計の見直しの過程において、一次統計作成部局に対し、SNA作成部局としての要望等を伝達（内閣府）。		
(4) SNA等の加工統計の課題			
<ul style="list-style-type: none"> SNAの速報値と確報値の乖離の検討、QE推計の見直し 	本年8月公表のQEから、「生産動態統計の欠落月の補外方法の改善」及び「在庫推計での時系列モデルの活用」を実施（内閣府）。		
<ul style="list-style-type: none"> 産業連関表の統計的検討 			

<ul style="list-style-type: none"> • 価格統計とデフレーター再検討 	<p>GDP デフレーターの指数算式に関して、平成 16 年 12 月から、連鎖方式（前暦年基準パーシェ型）を導入（内閣府）。</p>		
<p>(5) 個別分野での統計整備</p>			
<ul style="list-style-type: none"> • 国勢調査 	<p>「平成 22 年国勢調査」について、「国勢調査の実施に関する有識者懇談会」での検討結果を踏まえ、「平成 22 年国勢調査の企画に関する検討会」において、調査票の配布・回収方法の見直し等の改善方策を検討中（総務省）。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> • 経済センサス 	<p>平成 21 年に事業所及び法人企業の名称等の捕捉に重点を置いた調査（総務省が中心となって実施）を行い、その情報をもとに 23 年に経理項目等の把握に重点をおいた調査（総務省と経済産業省が中心となって実施）を行うこととし、「経済センサス企画会議」において検討中。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> • サービス統計 	<p>本年 11 月から、「サービス統計整備研究会」において、サービス統計整備の在り方について検討中。</p> <p>現在、「特定サービス産業実態調査」（経済産業省）、「特定サービス産業動態統計調査」（経済産業省）の拡充が予定されているほか、平成 20 年度から、サービス産業全体の経済活動の動向を明らかにする「サービス産業動向調査（仮称）」（総務省）を創設予定。</p>		
<ul style="list-style-type: none"> • ストック統計 	<p>民間企業ストックの推計精度向上の観点から、平成 18 年度から新たに「民間企業投資・除却調査」</p>		

	(内閣府)を実施。		
•(企業サイドからの)雇用統計	<p>「賃金構造基本統計調査」(厚生労働省)において、平成17年調査から、「正社員・正職員」、「正社員・正職員以外」、「臨時労働者」別の労働者数を把握。</p> <p>「経済産業省企業活動基本調査」(経済産業省)において、平成19年調査から、「うち正社員・正職員」のうち「うちパートタイム従業者」について就業時間換算の項目を追加。</p>		
•環境統計	<p>温室効果ガスの関連統計</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年10月から、自動車から排出される温室効果ガスの排出量の実態をよりの確に捉えるため、「自動車燃料消費量調査」(国土交通省)を実施。 <p>循環型社会の形成及びリサイクル関連事項の充実を図るため、平成17年度に、「木質バイオマス利用実態調査」(農林水産省)を実施。</p> <p>中央環境審議会総合政策部会環境情報専門委員会において環境情報の長期的かつ総合的な基盤整備の基本的方針について検討中(環境省)。</p>		
•地域統計	<p>「国勢調査」(総務省)、「事業所・企業統計調査」(総務省)等の大規模統計調査において、都道府県別、市町村別等の地域別データを集計・公表。</p> <p>地域経済の構造と循環を体系的に把握した「県民経済計算」をとりまとめ(内閣府)。</p>		
•グローバル化関連統計	「海外事業活動基本調査」(経済産業省)等にお		

	いて、日本企業の海外事業活動の実態等を把握。		
• 国際移動統計	「出入国管理統計」(法務省)、「在留外国人統計」(法務省)等を作成。		
• 分布統計			
• NPO 統計	平成 16 年から「事業所・企業統計調査」(総務省)において、厚生労働省や都道府県が保有する名簿情報を活用し、NPO 法人の把握率を向上。		
• 観光統計	「観光統計の整備に関する検討懇談会」での議論を経て、平成 19 年 3 月から「宿泊旅行統計調査」(宿泊施設数、延べ宿泊者数等を都道府県別に四半期ごとに調査)を実施(国土交通省)。		
• IT 統計	平成 17 年実施の「情報処理実態調査」(経済産業省)において、SNA 推計の分析に必要な調査項目を見直し、ソフトウェア制作(自社利用分)の内訳(労務費、外注加工費、経費)を把握。 各種統計調査において、IT 関連項目を拡充(総務省、厚生労働省、文部科学省、経済産業省)。		
• 家族関連統計(少子化関連含む)	「人口動態調査」、「人口動態調査特殊報告」、「生命表」、「国民生活基礎調査」、「21 世紀出生児縦断調査」、「21 世紀成年者縦断調査」、「中高年者縦断調査」、「人口移動調査」、「出生動向基本調査」、「全国家庭動向調査」、「世帯動態調査」等を作成(厚生労働省)。		
• ジェンダー統計	各種の統計調査において、調査結果の男女別の表章を拡充。		

•若者関連統計	平成 17 年 10 月の「企業における若年者雇用実態調査」において、若年正社員の採用実態を把握(厚生労働省)。		
•(社会経済的)格差に関する統計	「全国消費実態調査」(総務省)「国民生活基礎調査」(厚生労働省)「所得再配分調査」(厚生労働省)などの結果から、所得・資産などに関するジニ係数を公表。		
2 統計の作成関係			
(1) 行政記録の活用			
•行政記録の活用	「経済センサス」において、商業登記における法人の名称・所在地情報等を活用。 新統計法(平成 21 年春全面施行予定)において、行政記録情報の提供に関する協力の要請、情報の適切な管理、守秘義務等を規定。		
•ビジネス・フレームの整備	新統計法において、事業所母集団データベースの整備を規定。 平成 20 年度から商業登記簿を活用した事業所・企業データベースの運用を開始予定(総務省)。		
•民間業務データ(POS データ、IC カード乗車券等)の活用	「消費者物価指数」(CPI)(総務省)の作成において、一部 POS データを活用。		
(2) IT の活用など調査手法の見直し	平成 20 年度から、各府省共同利用のオンライン調査システムの本格運用開始を予定。 電子的手段を利用した統計調査の実施(133 調査、19 年 6 月末現在)。		
(3) 実査体制(統計専任職員等)	統計専任職員制度を整備：平成 19 年度現在全国 2,103 名。		

	統計調査員確保対策事業の実施。		
(4) 民間開放	<p>新統計法において、調査票情報等の適正管理義務、秘密の漏洩等の禁止等の規律を統計調査事務の受託者にも課す旨を規定。</p> <p>本年5月に、各府省統計主管課長等会議申合せにより「統計調査の民間委託に係るガイドライン」を改定。</p> <p>統計調査関連業務の民間開放について、「公共サービス改革基本方針」(平成18年9月閣議決定)に明記。</p> <p>上記閣議決定に基づき、本年度、「科学技術研究調査」(総務省)等において民間開放を実施。また、平成20年度から「経済産業省企業活動基本調査」(経済産業省)等において、民間開放を予定。</p> <p>「統計調査の民間開放の検討・評価に関する懇談会」(総務省)、「統計調査業務における民間事業者の活用等に関する研究会」(経済産業省)において、統計調査の民間開放について検討中。</p>		
(5) 緊急ニーズへの対応方策			
(6) 国民・企業への広報・啓発活動、統計教育の拡充	<p>広報・啓発関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「統計の日」のイベント等の実施。 ・教育関係者を対象とした「統計指導者講習会」の実施。 ・統計調査の利活用事例をまとめたパンフレット等の作成。 		

	HP上に統計教育のためのサイトを開設 (総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省)		
(7) 報告者負担の軽減	<p>報告者負担の軽減の観点から、事業所・企業を対象とする承認統計調査を実施する際に、(社)日本経済団体連合会の経済政策委員会に対し、意見照会を実施。</p> <p>民営の事業所・企業を対象とする統計調査について、事業所・企業データベースを活用し、調査客体の重複是正措置を実施。</p> <p>本年度、「経済産業省企業活動基本調査」(経済産業省)において、「法人企業統計調査」(財務省)及び「科学技術研究調査」(総務省)の一部項目を活用。</p> <p>平成17年度に、「統計調査等の報告負担に関する調査」を実施。</p>		
3 統計の利活用関係			
(1) 匿名データの作成・提供 (2) オーダーメイド集計	<p>新統計法において、匿名データの作成・提供及び委託による統計の作成等(オーダーメイド集計)について規定。</p> <p>「統計データ利用促進検討会議」(6省で構成)において、新統計法の全面施行時までには、匿名データの作成・提供及びオーダーメイド集計に関するガイドラインを作成すべく検討中。また、このガイドラインに係る技術的な課題については、本年10月から、「統計データの二次利用促進に関する研究会」(学識経験者5人で構成)において検</p>		

	<p>討中。</p> <p>匿名データの試験的作成を一橋大学と共同で、実施(総務省)。</p>		
(3) データ・アーカイブ(ウェブハウス)の整備	<p>「統計データ利用促進検討会議」において、統計データアーカイブの在り方等について検討中。</p>		
(4) 各府省でのデータ共有の促進	<p>「SSDS(社会・人口統計体系)データ共有システム」を開発し、平成16年以降、SSDSで収集・整備している全データを各府省に対して提供(総務省)。</p> <p>平成20年度から政府統計共同利用システムの本格運用を開始予定。</p>		
4 体制、組織関係			
(1) 統計リソース(予算、人員など)の配分の在り方、有効活用	<p>「国の行政機関の定員の純減について」(平成18年6月30日閣議決定)に基づき、業務見直し等に伴い、22年度末までに農林水産省の統計部門職員を縮減(4,132人 2,228人)。</p>		
(2) 統計人材の育成	<p>新統計法において、公的統計の作成に従事する職員の資質向上に必要な研修等について規定。</p> <p>府省間における人事交流を実施。</p> <p>統計研修所において国家公務員及び地方公務員に対し、統計に関する専門研修を実施(総務省)。</p> <p>鉱工業指数、産業連関表について、地方公共団体職員等への研修を実施(経済産業省)。</p>		
(3) 関係機関等(地方、学会等)との連携強化			

(4) 統計機関の独立性、中立性 (公表前の機密保持のガイド ライン作成等)			
5 その他			

統計データの高度利用のための取組

- 匿名標本データの利用に向けた試行運用 -

実施方法

大学における学術研究のための利用を対象

大学教員を対象に利用者を公募

21世紀COEプログラム「社会科学の統計分析拠点」(一橋大学経済研究所)の協力を得て実施

21世紀COEプログラム.....「大学の構造改革の方針」(平成13年6月)に基づき、わが国の大学に世界最高水準の研究教育拠点を形成するためのプログラム

提供データ

匿名標本データは、「匿名標本データの作成・利用研究会(平成16年7月15日発足)」での検討を受けて作成後、研究会が公募した大学研究者に、匿名標本データ(調査データに秘匿処理を行ったもの)を貸与

【第 期】平成16～18年(年2回募集)

就業構造基本調査、全国消費実態調査、社会生活基本調査を対象

【第 期】平成18～20年(年4回募集)

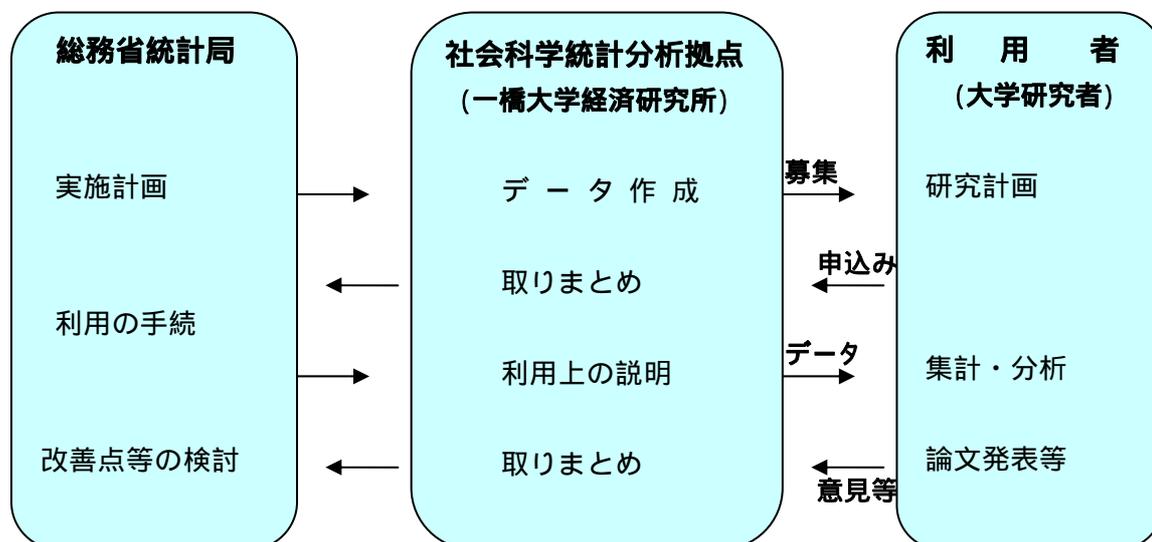
住宅・土地統計調査、平成16年全国消費実態調査、平成13年社会生活基本調査 B票を追加

秘匿処理.....どこのだれのデータかを分からないようにする措置

利用者の要望把握

匿名標本データの利用者から、利用上の問題点や改善点の意見・要望を把握し、本格導入の仕組みの構築に反映

試行運用の仕組み



(参考)

匿名標本データ利用状況

第 期	第 1 回 16 年 11 月	第 2 回 17 年 4 月	第 3 回 17 年 10 月	第 4 回 18 年 4 月
就業構造基本調査	1	2	4	7
全国消費実態調査	4	3	8	3
社会生活基本調査	1	-	1	-

第 期	第 5 回 18 年 11 月	第 6 回 19 年 1 月 (応募なし)	第 7 回 19 年 4 月	第 8 回 19 年 7 月
就業構造基本調査	11	-	-	4
全国消費実態調査	8	-	3	2
社会生活基本調査	2	-	2	3
住宅・土地統計調査	2	-	-	1

学術研究のための 政府統計マイクロデータの試行的提供

一橋大学
総務省統計局

一橋大学経済研究所附属社会科学統計情報研究センター（以下、本センターという。）は、総務省統計局統計調査部の依頼に応じて、秘匿処理を施した政府統計マイクロデータ（個々の調査票のデータ）を、全国の大学研究者に学術研究のため提供する試行的システムを構築しました。

政府統計マイクロデータを、大学研究者に、学術研究のため、提供する試行的システムを構築・運営します。

試行的提供の目的

統計調査の結果は所定の統計表として公表されますが、国民の共有財産である統計データをより高度に利用したいとのニーズに応えるため、その利用基盤を整備することが課題となっています。今回の試行的提供は、そのために政府統計のマイクロデータ提供の在り方を検討する目的で行うものです。

本センターは、多くの研究者がこのシステムを利用されることにより、我が国の実証研究がより発展することを期待しています。

政府統計のマイクロデータ提供の在り方を検討するための試行的な提供です。

提供の方針

マイクロデータの提供においては、調査を受けた方の秘密を守ることが前提になります。このため、提供するデータには秘匿処理を施します。秘匿処理とは個々のマイクロデータがどこの誰のデータか分からないようにする処理で、今回提供するデータの場合、例えば、地域符号について、市区町村等の符号は削除します。このほか必要な秘匿処理等を行うとともに、利用にも一定の制限をおきます。

今回の試行的提供システムの構築方針については、「マイクロデータの提供に関する方針」（4ページ）を参照してください。

調査を受けた方の秘密を守るため、必要な秘匿処理を施したデータを提供します。

利用の条件

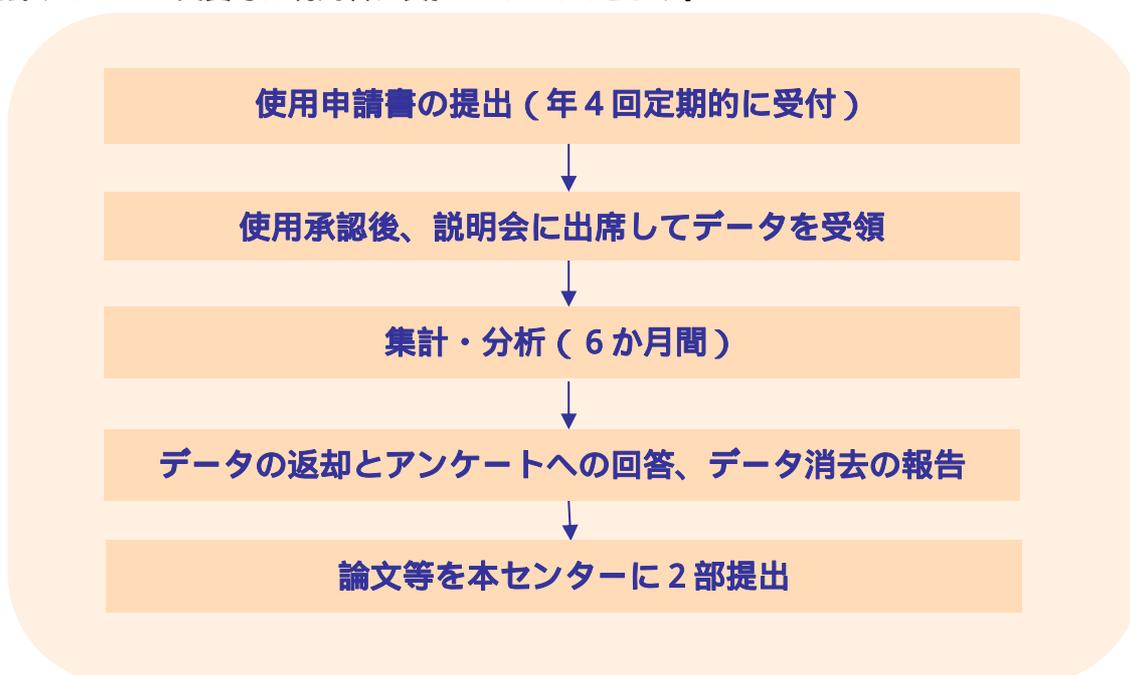
今回の試行的提供では、使用の条件を下記のように限定します。また、マイクロデータ提供の在り方を検討するための試行であることから、利用を制限させていただくこともありますのでご承知おきください。

利用の目的	学術研究に限定します。教育目的での利用は許可しません。営利企業からの委託研究については、利用を許可しません。
申請者の資格	大学の講師以上の専任教員とします。 大学とは、「大学設置基準」に基づき文部科学省が認可した大学です。
共同利用者	申請者は、利用目的に係る研究協力者を共同利用者とすることができます。 ただし、大学院生並びに営利企業又は民間（社団、財団等を含みます。）研究機関等の職員を、共同利用者とする事は認めません。

利用の手順

利用の手順は、下記のとおりです。この試行システムでのマイクロデータの利用は統計法第15条第2項の目的外使用に基づくので、その承認手続きの関係で、使用申請書の提出から実際にデータが利用できるまでに、少し時間がかかる場合があります。

なお、今回は試行的な提供ですので基本的には無償としますが、説明会への出席の旅費やデータを記録するCDの実費等は利用者に負担していただきます。



提供する調査

提供するものは、当面、下記4調査の秘匿処理済マイクロデータです。データの内容と形式については、本センターのホームページをご覧ください。提供するデータは秘匿処理を施したものです。そのほかにも事務量等の関係から簡略化しているところがありますので、ご自分の目的とする分析が可能か確認の上で利用を申請してください。

住宅・土地統計調査（平成5年、10年、15年）

就業構造基本調査（平成4年、9年、14年）

社会生活基本調査（平成3年、8年、13年）

全国消費実態調査（平成元年、6年、11年、16年）

利用者の募集

利用者の募集は、年4回原則として1月、4月、7月、10月に行います。募集の日程については、その都度本センターのホームページ等でお知らせします。

研究事例

本センターが提供する秘匿処理済マイクロデータを利用した研究事例としては、次のような研究がありません。

利用した統計調査の名称	研究論文の名称
就業構造基本調査	雇用動態類型からみた若年正規雇用者の所得分布について
全国消費実態調査	A Preliminary Note on Expenditure Patterns of One-person Household in Japan
全国消費実態調査	世帯属性と自動車燃料消費によるCO ₂ 排出の関係

ホームページ・問い合わせ先

この試行システムの詳細、申請方法等については、本センターのホームページをご覧ください。ホームページのURLは下記のとおりです。また、ご質問等は、下記のメールアドレスにお願いします。

URL: <http://rcisss.ier.hit-u.ac.jp/micro>
e-mail: micro@ier.hit-u.ac.jp

マイクロデータの提供に関する方針

一橋大学経済研究所附属社会科学統計情報研究センターは、総務省統計局統計調査部の依頼に応じて、秘匿処理済のマイクロデータを学術研究のために提供する試行的システムを構築・運営します。

試行的提供を行うに当たっての方針は、次のとおりです。

1 学術研究の発展に寄与することを目指します。

海外の社会科学分野の実証研究では、マイクロデータによる分析が主流になっています。それは、マイクロデータを分析する理論の発展と、海外において政府統計のマイクロデータの提供が進んでいることが理由です。試行的提供は、わが国における社会科学分野の学術研究の水準向上に寄与することを目指して実施します。

2 国民の理解を得られる方法で提供します。

統計調査は、国民の貴重な財産です。マイクロデータの利用により、統計調査の実施にいささかの悪影響を与えてもいけません。国民の理解が得られるよう適切な方法・条件でマイクロデータを提供するとともに、マイクロデータの利用の意義に国民の理解を得るよう努めていきます。

3 秘密が安全に保護される方法で提供します。

国民の理解を得るためには、調査を受けた方の秘密が守られることが前提条件になります。マイクロデータの提供は、秘密が安全に保護される方法で行います。

4 マイクロデータを適正に管理します。

たとえ秘密が守られていてもマイクロデータの管理が不十分であれば、国民に不信感をもたれてしまいます。そのようなことが生じないようにマイクロデータの提供に当たり厳格な使用手続と使用条件を定めます。また、提供されたマイクロデータの管理を適正に行うよう、利用者を十分に指導します。

このような方針でマイクロデータを提供しますので、利用に当たっては、使用条件、使用方法等に色々な制約が生じますが、利用者の理解を得ていきたいと考えています。また、利用者に対しては、この方針を尊重してマイクロデータを使用することを要求します。